

# 社会福祉法人 大分市福社会 役員・評議員等の報酬及び費用弁償に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人大分市福社会(以下「当法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員会とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費)等の経費をいう。また、費用と報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 当法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 評議員選任・解任委員会には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 4 常勤理事及び非常勤理事で当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、この規程を適用しない。

## (報酬等の額の決定)

第4条 当法人の全理事の報酬総額は、年間500万円以内とする。

- 2 当法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。
- 3 当法人の常勤理事の報酬月額、賞与及び退職慰労金は、別表第1「常勤の理事の報酬」に定めるとおりとする。
- 4 各々の常勤理事の報酬月額は、別表第1「常勤の理事の報酬」のとおりとし、各理事の報酬月額は別表第1の俸給表のうちから、理事会において決定する。
- 5 非常勤理事に対する報酬及び退職慰労金は、別表第2「非常勤の役員の報酬」に定める額とする。
- 6 各々の監事の報酬は、別表第2「非常勤の役員の報酬」を採用し、評議員会において決めるものとする。

- 7 個々の評議員の報酬は、別表第3「評議員の報酬」に定める額とする。
- 8 個々の評議員選任・解任委員会の報酬は、別表第4「評議員選任・解任委員の報酬」に定める額とする。

(費用の弁償)

- 第5条 当法人は、役員及び評議員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は社会福祉法人大分市福祉会給与規則第18条別表2に準ずる。
  - 3 非常勤の役員等には、別表第2、別表第3及び別表第4により実費弁償費を支給する。
  - 4 交通費の実費が、実費弁償費を超える場合は、その実費分とする。
  - 5 法人業務の為出張する場合は、別表第1から別表第4に定める報酬及び当法人の旅費規則に基づき旅費を支給することができる。
  - 6 業務遂行に必要な経費は別途実費を支給することができる。
  - 7 特別の事情により、前条の規定により難しい場合は、その事情を考慮して増額支給することができる。

(役員の仕事証跡)

- 第6条 役員は、法人職務証跡資料として、業務報告書及びタイムカードの作成に協力するものとする。

(報酬等の支給日)

- 第7条 常勤役員の仕事等(旅費を除く。)は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。
- 2 賞与については、毎年6月及び12月とする。
  - 3 退職給与については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した3か月以内に支払うものとする。
  - 4 非常勤役員及び評議員等の報酬等及び常勤役員の旅費は、業務にあたった都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第8条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給または支払うものとする。ただし、本人の同意があるときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

- 第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等

の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は令和2年10月1日から施行する。

この規程の施行に伴い、「社会福祉法人大分市福祉会評議員等報酬規程」は廃止とする。

(第4条関係)

別表第1「常勤の理事の報酬」

(1) 俸給表

号	役職	月額
1	理事長	220,000円以内
2	常務理事(業務執行)	200,000円以内
3	その他理事等	170,000円以内

(2) 常勤役員の賞与

支給月	月額
6月	報酬月額×2.1以内
12月	報酬月額×2.4以内

(3) 退職手当

最終月額報酬×在任年数×0.1以内

※在任年数は、1年単位とし、端数は月割とする(1か月未満は1ヶ月に切り上げる)

別表第2「非常勤の役員の報酬」(日額)

(1) 理事

	報酬額	実費弁償費
理事会等会議への出席	10,000円	1,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤・出張	10,000円	1,000円

(2) 監事

	報酬額	実費弁償費
監事監査等への出席	10,000円	1,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤・出張	10,000円	1,000円

(3) 退職手当

5,000×在任年数

※在任年数は、1年単位とし、端数は月割とする(1か月未満は1ヶ月に切り上げる)

別表第3「評議員の報酬」(日額)

	報酬額	実費弁償費
評議員会等への出席	10,000円	1,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤・出張	10,000円	1,000円

別表第4「評議員選任・解任委員の報酬」(日額)

	報酬額	実費弁償費
評議員選任・解任委員会等への出席	4,000円	1,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤・出張	4,000円	1,000円

※1 決議の省略の場合は、実費弁償費は支給しない。